

令和8年5月20日

東京都大田区、沖縄県北中城村の 歴史まちづくり計画の認定式を開催します

大田区、北中城村の歴史まちづくり計画について、歴史まちづくり法に基づき、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。認定式では、永井国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を区長及び村長に直接交付します。今回の認定により、認定都市数は102市区町村となります。（大田区、北中城村の歴史まちづくり計画の概要は別紙参照）

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



【大田区】^{みずどめまい}水止舞（^{みちゆき}道行）



【北中城村】^{きしやばこう}喜舎場公例祭

同時発表 国土交通省、農林水産省、関東地方整備局、沖縄総合事務局、大田区、北中城村

【認定式】

1. 日時 令和8年5月22日（金）16：00～16：15
2. 場所 永井 国土交通大臣政務官室
（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）
3. 取材 ・報道関係者に限り取材が可能です。希望される方は、令和8年5月21日（木）17時までに、下記国土交通省担当者までお申し込みください。
 - ・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。また、認定式終了後に各首長へのぶら下がり取材が可能です。
 - ・当日は15：45までに中央合同庁舎3号館4階エレベーターホールにお集まりください。
4. 取材申し込み先
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 宇川、渡邊、間瀬
TEL：03-5253-8111（内線 32983、32986、32988）／03-5253-8954（直通）

歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となつて、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

これらを「歴史的風致」として地域固有の資産であると捉え、関係省庁が連携し、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承について、ハード・ソフト両面から支援しています。

【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日	【】は都市数	都道府県	市町村名	認定日			
北海道 【1】	1	北海道	小樽市	R7.7.30	北陸 【5】	38	新潟県	村上市*	H28.10.3	中国 【8】	75	和歌山県	高野町	H31.1.24
	2	青森県	弘前市*	H22.2.4		39	新潟県	佐渡市	R2.3.24		76	島根県	松江市*	H23.2.23
	3	岩手県	盛岡市	H30.11.13		40	富山県	高岡市*	H23.6.8		77	岡山県	津和野町*	H25.4.11
	4	宮城県	多賀城市*	H23.12.6		41	石川県	金沢市*	H21.1.19		78	岡山県	津山市*	H21.7.22
	5	秋田県	大館市	H29.3.17		42	石川県	加賀市	R3.3.23		79	岡山県	高梁市*	H22.11.22
	6	秋田県	横手市	H30.7.11		43	岐阜県	高山市**	H21.1.19		80	広島県	尾道市*	H24.6.6
	7	山形県	鶴岡市*	H25.11.22		44	岐阜県	恵那市*	H23.2.23		81	広島県	竹原市■	H24.6.6
	8	山形県	新庄市	R5.2.15		45	岐阜県	美濃市*	H24.3.5		82	山口県	萩市*	H21.1.19
	9	山形県	白河市*	H23.2.23		46	岐阜県	岐阜市*	H25.4.11		83	山口県	岩国市	R6.7.17
	10	山形県	国見町*	H27.2.23		47	静岡県	郡上市*	H26.2.14		84	徳島県	三好市*	H22.11.22
	11	山形県	磐梯町■	H28.1.25		48	静岡県	三島市*	H28.10.3		85	徳島県	大洲市*	H24.3.5
	12	福島県	桑折町	H28.3.28		49	静岡県	掛川市	H30.1.23		86	愛媛県	内子町	R1.6.12
	13	福島県	棚倉町	R2.6.24		50	静岡県	伊豆の国市	H30.7.11		87	高知県	佐川町*	H21.3.11
	14	福島県	会津若松市	R5.6.19		51	静岡県	下田市	H30.11.13		88	福岡県	太宰府市*	H22.11.22
	15	福島県	柳津町	R6.3.18		52	静岡県	浜松市	R4.3.25		89	福岡県	添田町*	H26.6.23
東北 【14】	16	茨城県	桜川市*	H21.3.11	53	愛知県	大山市*	H21.3.11	90	福岡県	宗像市	H30.3.26		
	17	茨城県	水戸市*	H22.2.4	54	愛知県	名古屋屋敷*	H26.2.14	91	佐賀県	佐賀市*	H24.3.5		
	18	茨城県	土浦市	R5.12.19	55	愛知県	岡崎市*	H28.5.19	92	佐賀県	基山町	H31.1.24		
	19	栃木県	下野市	H31.3.26	56	愛知県	津島市	R2.3.24	93	佐賀県	鹿島市	H31.3.26		
	20	栃木県	栃木市	H31.3.26	57	三重県	西尾市	R5.12.19	94	長崎県	長崎市	R2.3.24		
	21	群馬県	甘楽町*	H22.3.30	58	三重県	亀山市*	H21.1.19	95	熊本県	山鹿市*	H21.3.11		
	22	群馬県	桐生市	H30.1.23	59	三重県	明和町*	H24.6.6	96	熊本県	湯前町	H29.3.17		
	23	群馬県	前橋市	R4.12.20	60	三重県	伊賀市*	H28.5.19	97	熊本県	熊本市	R2.6.24		
	24	埼玉県	川越市*	H23.6.8	61	福井県	坂井市	R6.3.18	98	熊本県	竹田市*	H26.6.23		
	25	千葉県	香取市	H31.3.26	62	福井県	彦根市*	H21.1.19	99	大分県	大分市	R1.6.12		
	26	東京都	大田区	R8.5.22	63	滋賀県	長浜市*	H22.2.4	100	大分県	杵築市	R3.3.23		
	関東 【22】	27	東京都	小田原市*	H23.6.8	64	滋賀県	大津市	R3.3.23	101	宮崎県	日南市■	H25.11.22	
28		神奈川県	鎌倉市	H28.1.25	65	京都府	京都市*	H21.11.19	102	沖縄県	北中城村	R8.5.22		
29		神奈川県	横浜市	R7.3.21	66	京都府	宇治市*	H24.3.5						
30		山梨県	甲州市	H29.3.17	67	京都府	向日市■	H27.2.23						
31		山梨県	下諏訪町■	H21.3.11	68	大阪府	堺市*	H25.11.22						
32		山梨県	松本市*	H23.6.8	69	奈良県	斑鳩町*	H26.2.14						
33		山梨県	東御市■	H24.6.6	70	奈良県	奈良市*	H27.2.23						
34		長野県	長野市*	H25.4.11	71	奈良県	宇陀市	R7.7.30						
35		長野県	千曲市*	H28.5.19	72	和歌山県	湯浅町*	H28.3.28						
36		長野県	上田市	R5.2.15	73	和歌山県	広川町*	H28.10.3						
37		長野県	塩尻市	R6.7.17	74	和歌山県	和歌山市	H30.3.26						

合計 102都市(43都道府県)

** : 3期計画認定済 1都市
* : 2期計画認定済 50都市
■ : 計画完了 6都市

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて紹介しています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

【担当】

文化庁 文化資源政策・記念物課 才木、上垣、小川

TEL : 075-451-4111(内線 9655、9668) / 075-451-9668 (直通)

とうきょうとおおたく
東京都大田区における歴史的風致維持向上計画の概要

○大田区歴史的風致維持向上計画

大田区では、日蓮入滅の靈蹟である池上本門寺で700年以上続く伝統行事である御会式や門前町の賑わい、江戸時代中期から多摩川沿岸地域に伝わり都内で唯一継承される禰宜の舞、羽田の海の安全と豊穰を願う水神祭、子どもたちが主役で行われる子ども流鏝馬や子ども神獅子舞、雨乞い(道行)と水止め(獅子舞)の祈りを込めた民俗芸能である水止舞、鉦と太鼓の音色が織りなす双盤念仏、歴史・自然・人の営みが調和し世代を超えた交流の場として受け継がれる子どもガーデンパーティー、六人衆の事蹟を顕彰する義民六人衆報恩感謝祭等の四季を彩る伝統行事や祭礼が継承されているほか、天然温泉「黒湯」を特色とする東京23区最多の銭湯文化、景勝地として親しまれ初代歌川広重や川瀬巴水が描いた洗足池の景観保全、日本考古学発祥の地として知られる大森貝塚、200年以上続いた海苔養殖の歴史を伝える大森の海苔文化、大正末期から昭和初期にかけて尾崎士郎、宇野千代や川端康成らが集った馬込文士村等、地域固有の魅力的な歴史的風致が形成されています。

本計画では、歴史的建造物の保存・活用に関する事業、歴史的活動の継承に関する事業、歴史的市街地の整備に関する事業、歴史的風致の周知と交流促進に関する事業を位置付け、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的としています。



みずとめまい みちゆき
水止舞 (道行)



やぶさめ
子ども流鏝馬

おきなわけんきたなかぐすくそん
沖縄県北中城村における歴史的風致維持向上計画の概要

○北中城村歴史的風致維持向上計画

北中城村では、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産のひとつである中城城跡なかぐすくじょうせきに代表される古城周辺で営まれる修景・緑化推進等の取り組み、集落の創建者にまつわる例祭、綱引き、旗スガシーはた（旧盆行事の後に
行われる悪霊払いの行事）等の祭祀活動、地域の民俗芸能として継承されているエイサー（旧盆最終日に行われる祖先送りの踊り）等、地域固有の3つの歴史的風致が形成されています。

本計画では、官民協働による重点区域のまちづくりの将来像の取りまとめ（基本構想等の策定等）、建造物の維持・保全に関する事業、グスク（城塞的遺構じょうさいてきいこう）の詳細調査、地域住民による良好な景観形成の取り組みへの支援、空き家・空き地活用の検討の事業等を位置づけ、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的としています。



なかぐすくじょうせき
中城城跡と北中城村遠景



きしやばこう
喜舎場公例祭



はた
旗スガシー



エイサー